

## 主要農作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書

平成 30 年 4 月 1 日、主要農作物種子法（以下「種子法」という。）が、国会審議 を経て廃止されました。

種子法は、戦後の日本で、米や大豆、麦といった主要作物について、優良な種子の安定的な生産と普及を「国が果たすべき役割」と定めた法律で、同法のもと、地域に合った良質な種子が農家に行き渡るよう、各都道府県が責任を持って種子を開発、増殖してきました。これには、地域環境に応じた品種や、よりよい農産物の開発に、公的に取り組んできたという側面もあると言えます。これは、戦中から戦後にかけて食糧難の時代を経験した日本が、食料確保のためには種子が重要であり、国は「国民に食料を供給する責を負う」という使命を持っていたことが思慮できます。

しかし、今回、種子法が廃止されたことで、新たな品種の開発や、増殖に係る取組みは後退し、優良な種子の生産と農家への供給は不安定となり、ひいては国民に、食糧価格上昇という新たな負担を求めることとなるのではないかと危惧する次第です。

一方、種子法の廃止は、「民間の品種開発意欲を阻害する」との趣旨によるもので、国は、民間の活力を最大限に生かして開発・供給する体制を整えることで、資材価格を引き下げ、国際競争力を高めようとする狙いですが、地域の共有財産である種子を民間に委ねた場合、種子の独占や改良品種の特許権による市場支配、優良種子の価格上昇など、様々な問題が発生することも念頭に置かなければなりません。

福岡県では、「福岡県 稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱（平成 30 年 4 月 1 日）」を制定され、引続き、優良な種子の安定的な生産及び供給に取り組むという意志を明確にお示しされたことに対しましては、深く敬意を払い、強く賛同いたしているところです。

しかしながら、優良な種子の安定的な生産及び供給を恒久的に取り組むという観点から、要綱のみでは不安を拭えません。つきましては、福岡県農業を後退させることなく、更に前進させるためにも、種子法に代わる県独自の条例を制定され、優良な種子の安定的な生産及び供給を行うことで、農業者や消費者が安心、安全に生活できる体制づくりを強く要望いたします。

### 記

福岡県農業を後退させることなく、更に前進させるためにも、種子法に代わる県独自の条例を制定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出いたします。

令和 4 年 6 月 22 日

春日市議会

福岡県知事